# 知的障がいのある人のための福祉のしおり

岡垣町

岡垣町役場　福祉課

〒811－4233　岡垣町野間1丁目1番1号

TEL：093－282－1211

FAX：093－282－1299

メール：fukushi@town.okagaki.lg.jp

ホームページ：http://www.town.okagaki.lg.jp/

# ― もくじ ―


１．療育手帳制度……１ページ

２．年金と手当……３ページ

３．重度障がい者医療費支給制度……５ページ

４．障がい者認定に伴う後期高齢者医療……５ページ

５．知的障がいのある児童の福祉施設……６ページ

６．障害者総合支援法に基づくサービス……７ページ

７．障害児通所支援事業……１０ページ

８．教育……１１ページ

９．発達障がい者支援センター……１１ページ

１０．就労……１２ページ

１１．税金の控除等……１４ページ

１２．旅客運賃割引制度……１７ページ

１３．その他の福祉……１９ページ

１４．知的障がいのある人に対する主な制度……２５ページ

１５．日常生活自立支援事業……２６ページ

１６．ずっと安心プラン事業……２７ページ

１７．成年後見制度……２８ページ

１８．相談の窓口……３０ページ

# １．療育手帳制度

知的障がいのある人に対し指導や相談を行い、各種の援助を受けやすくするため、本人・保護者の申請に基づき、福岡県より療育手帳が交付されます。

※年齢制限はありませんが、知能検査が行えるくらいの年齢からとなります。

## ■ 障がい程度の表示区分（福岡県の場合）

| 区分 | 表示 | 障がいの程度 | |
|---|---|---|---|
| A | Ａ１ | 最重度 | ＩＱ２０以下の人 |
| | Ａ２ | 重度 | ＩＱ２１～３５の人 |
| | Ａ３ | 重度（重度・合併） | ＩＱ３６～５０の人で、身体障害者手帳１～３級の人 |
| B | Ｂ１ | 中度 | ＩＱ３６～５０の人 |
| | Ｂ２ | 軽度 | ＩＱ５１～概ね７５の人 |

## ■ 申請手続き

（１）判定の申し込みについて

障がいの程度を以下の機関で判定し、判定書を交付してもらう必要があります。

１８歳未満　宗像児童相談所（宗像市東郷１－２－３）
TEL ０９４０－３７－３２５５
※直接、宗像児童相談所に申し込んでください。

１８歳以上　福岡県障がい者更生相談所（春日市）
※役場福祉課障がい者支援係に申し込んでください。

（２）手帳の申請

〔必要なもの〕○判定書　○印鑑　○上半身の写真（縦４㎝×横３㎝、無帽、約１年以内に撮影したもの。）※申請書用紙は窓口にあります。

〔窓口〕役場　福祉課　障がい者支援係

## 【手帳を受けられた方へ】

■ 再判定

療育手帳には次回の判定日が記載されています。１８歳以上の人は役場福祉課障がい者支援係、１８歳未満の人は宗像児童相談所に再判定を申し込んでください。

〔必要なもの〕○療育手帳　○印鑑

■ 記載事項の変更

療育手帳の交付を受けた本人や保護者の住所・氏名等に変更があったときは、役場福祉課障がい者支援係に届け出てください。

※町外の障害者支援施設や、グループホーム等に転居される場合は、岡垣町で住所の変更を行います。

〔必要なもの〕○療育手帳　○印鑑

■ 再交付

療育手帳を破損・紛失したときや記載欄に余白が無くなったときは再交付の申請をしてください。（外で紛失された場合は、警察にも届出してください。）

〔必要なもの〕○療育手帳　○印鑑　○本人の上半身の写真（縦４㎝×横３㎝、無帽、約１年以内に撮影したもの。）

■ 返還

①療育手帳の交付を受けている本人が、交付該当者でなくなったときや死亡されたとき、手帳を必要としなくなったときは、療育手帳を役場福祉課障がい者支援係に返還してください。

②北九州市・福岡市・県外（障害者支援施設、グループホーム等を除く）に転出されたときは、転出先の市町村で新しい手帳の交付後に、現在お持ちの手帳を返還してください。

※町外の障害者支援施設、グループホーム等に転居される場合は、手帳の返還はせず、岡垣町で住所の変更を行います。

〔必要なもの〕○療育手帳　○印鑑

〔問い合わせ先〕役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## ２．年金と手当

### ■ 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」、「障害厚生年金」があり、病気やけがの初診日に加入していた年金により決定します。

※初診日が６５歳以降の人の場合、その時点で年金の被保険者でない人は該当しません。

**○国民年金・・・障害基礎年金**

**○厚生年金・・・障害厚生年金、障害手当金**

支給額

| 障がいの程度 | 年金・手当金の金額　※令和５年度分 | |
|---|---|---|
| | 障害基礎年金 | 障害厚生年金、障害手当金 |
| １級 | 最低９９０，７５０円／年＋子の加算額 | 報酬比例の年金額 × 1.25 ＋ 配偶者の加給年金額＋１級障害基礎年金＋子の加算額 |
| ２級 | 最低７９２，６００円／年＋子の加算額 | 報酬比例の年金額 ＋ 配偶者の加給年金額＋２級障害基礎年金＋子の加算額 |
| ３級 | ― | 最低５９４，５００円／年 |
| 障害手当金（一時金） | ― | 最低１，１８９，０００円 |

**※障害者手帳の級数と障害者年金の級数に相関関係はありません。**

〔問い合わせ先〕　○国民年金　役場　健康づくり課　医療年金係
○厚生年金　八幡年金事務所　TEL ６３１－７９６２
TEL ０５７０－０５－４８９０
（予約受付専用電話）

## ■ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅の知的障がいのある人に支給されます。

※施設に入所しているとき、３か月を超えて長期入院しているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕　宗像･遠賀保健福祉環境事務所　TEL ２０１－４１６２
役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする２０歳未満の在宅の知的障がいのある児童に支給されます。

※対象児童が施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする年金（特別児童扶養手当を除く）を受けているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕　宗像･遠賀保健福祉環境事務所　TEL ２０１－４１６２
役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 特別児童扶養手当

２０歳未満の在宅の精神または身体に障がいのある児童を扶養する保護者に支給されます。

※対象児童が障がいを支給事由とする公的年金（障害児福祉手当を除く）を受けているとき、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等、通所施設を除く）に入所しているときは、支給されません。

〔問い合わせ先〕　役場　こども未来課　こども未来係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 心身障がい者扶養共済制度

心身障がいのある人を扶養する保護者がその生存中毎月一定の掛金を納付し、保護者が亡くなられた場合などに障がいのある人に終身年金を支給します。

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## ３．重度障がい者医療費支給制度

重度障がいのある人の健康の保持および福祉の増進を図るため、重度障がいのある人が必要とする医療を容易に受けることができるように、健康保険適用医療費のうち患者負担分を助成する制度です。

〔対象者〕

- 知的障がいのある人：ＩＱ３５以下の人
- 重複障がいのある人：ＩＱ３６以上５０以下かつ身体障害者手帳３級の人

※上記対象者は重度障がい者医療の申請を行うことで適用されます。ただし、所得によって適用されない場合があります。適用日の取り扱いは、申請日や加入保険によって異なりますので、お早めにお問い合わせください。
※６５歳以上の人は、後期高齢者医療に加入する必要があります。

〔必要なもの〕○健康保険証
○障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）
〔問い合わせ先〕役場　健康づくり課 医療年金係　TEL ２８２－１２１１

## ４　障がい者認定に伴う後期高齢者医療

７５歳以上の人が加入する健康保険ですが、一定の障がいのある人は、６５歳以上から加入することができます。医療機関での自己負担割合は、一般の人は１割もしくは２割、現役並み所得者は３割で、福岡県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料を支払う必要があります。所得の少ない人等には、軽減措置があります。

〔対象者〕満６５歳以上７５歳未満の療育手帳「Ａ」に該当する人
※対象者は申請を行うことで申請日から後期高齢者医療が適用されます。

〔必要なもの〕○健康保険証
○障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）
〔問い合わせ先〕役場　健康づくり課 医療年金係　TEL ２８２－１２１１

## ５．知的障がいのある児童の福祉施設

### ■ 知的障害児施設

家庭で養育が困難な知的障がいのある児童を入所させ保護しながら、指導・訓練を通じ独立自活に必要な知識・技能を身に付けさせることを目的とする施設です。

### ■ 重度心身障害者施設

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ保護するとともに、治療や日常生活の指導をすることを目的とする施設です。

〔問い合わせ先〕　宗像児童相談所　TEL ０９４０－３７－３２５５

# ６．障害者総合支援法に基づくサービス

**障害福祉サービス**※介護保険制度対象者は、介護保険制度が優先です。

◎**訪問系サービス**…在宅で訪問を受けたり、通所等して利用するサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行います。 |
| | 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気等の場合、短期間施設へ入所できます。 |
| | 行動援護 | 知的障がいや精神障がいにより、常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助等をします。 |

◎**日中活動系サービス**…入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| | 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） | 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労定着支援 | 一般就労した障がいのある人が職場に定着できるように、相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や必要となる支援を行います。 |

## ◎居住系サービス…　入所施設等の住まいの場におけるサービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助（グループホーム） | 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。 |

## ◎その他サービス

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内容 |
|---|---|---|
| 訓練等給付 | 自立生活援助 | 居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、定期的な巡回訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。 |
| 地域相談支援 | 地域移行支援 | 障がい者施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、居住の確保その他地域における生活に移行するための相談その他必要な支援を行います。 |
| | 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援を行います。 |

〔費用〕原則１割負担ですが、障がいのある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。
詳しくは下記にご相談ください。

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## 地域生活支援事業

| サービスの名称 | 内容 |
|---|---|
| 移動支援 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に外出の支援を行います。 |
| 日中一時支援 | 一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 |
| 地域活動支援センター | 施設において、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。 |
| 日常生活用具給付 | 在宅の障がいのある人・児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の支援を行います。障がいの種類や程度に応じて給付等の制限があります。<br>※介護保険制度の対象者・対象種目は、介護保険制度が優先です。 |

〔費用〕原則１割負担ですが、障がいのある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。詳しくは下記にご相談ください。

〔問い合わせ先〕　役場福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

## ７．障害児通所支援事業

障害児通所支援業は、障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

| サービスの名称 | 内　容 |
|---|---|
| 児童発達支援 | 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 医療型<br>児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 放課後等<br>デイサービス | 学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 重度の障がいのため外出が著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 |

〔費　用〕原則１割負担ですが、障害児の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※利用には要件がありますので、詳しくは下記にお尋ねください。

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係　℡２８２－１２１１

# 8．教育

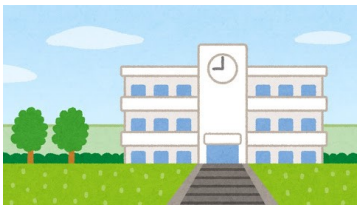

## ■ 就学に関する相談

就学や就学手続きに関する相談・支援と情報提供等を行っています。

〔問い合わせ先〕　岡垣町教育委員会　教育総務課　学校教育係
（教育指導員直通　TEL ２８２－４８８４）

## ■ 教育相談

幼児・児童・生徒の発達や教育に関する相談を福岡県立の各特別支援学校で行っています。

| 学校名 | 所在地 | 電話 | 受付日時 |
|---|---|---|---|
| 古賀特別支援学校 | 古賀市千鳥4-3-1 | 092-943-8674 | 月～金<br>9時～17時 |
| 福岡特別支援学校 | 新宮町緑ヶ浜<br>4-1-1 | 092-963-0031 | 月～金<br>14時10分～17時 |
| 直方特別支援学校 | 直方市下境410-2 | 0949-24-5570<br>0949-24-5571 | 月～金<br>9時～16時30分 |
| 小倉聴覚<br>特別支援学校 | 北九州市 小倉北区<br>三郎丸2-9-1 | 093-921-3600 | 火・金<br>9時～17時 |
| 北九州視覚<br>特別支援学校 | 北九州市 八幡東区<br>高見5-1-12 | 093-651-5419 | 月～金<br>9時～17時 |

# 9．発達障がい者支援センター

発達障がいのある人やその家族が、地域で安心して生活できるように、医療機関、教育機関と連携を取りながら、相談支援、療育支援、就労支援、啓発・研修等を行っています。

**北九州地域発達障がい者支援センター**

所在地　本所：北九州市小倉南区春ヶ丘１０－２
（小倉総合特別支援学校２階）

ＴＥＬ　０９３－９２２－５５２３

# １０．就労

## ■ 職業相談

ハローワークでは、障がいについて専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じる等、きめ細かい支援体制を整えています。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡
北九州市八幡西区黒崎３－１５－３（コムシティ６階）
TEL ６２２－５５６６

## ■ 職場適応訓練

実際の職場での作業について訓練を行うことで、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施されます。期間は６か月以内（重度障がいのある人の場合は１年以内）で、県知事が委託した事業所で訓練を受けることができます。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡　TEL ６２２－５５６６

## ■ 障害者職業センター

障害者職業センターは、地域の職業安定所と連携し、障がいのある方々に対して職業的自立のための相談・援助を行っています。

| | |
|---|---|
| **福岡障害者職業センター** | |
| 所在地 | 福岡市中央区赤坂１－６－１９ ワークプラザ赤坂５階 |
| TEL | （０９２）７５２－５８０１ |
| **福岡障害者職業センター北九州支所** | |
| 所在地 | 北九州市小倉北区萩崎町１－２７ |
| TEL | （０９３）９４１－８５２１ |

■ 福岡障害者職業能力開発校

障がいのある人に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある人の職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成する施設です。

所在地　北九州市若松区大字蜑住　１７２８－１

TEL　７４１－５４３１

■ 障害者就業・生活支援センター　：県内１３施設

就職支援やこれに伴う生活上の支援、就職後の職場定着支援を必要とする障がいのある人を対象に、関係機関と連携しながら就業や就業に伴う日常生活上、社会生活上の支援を行う施設です。

北九州障害者しごとサポートセンター

所在地　北九州市戸畑区汐井町１－６　ウェルとばた２階

TEL　８７１－００３０

# １１．税金の控除等

## ■ 所得税

本人、配偶者または扶養親族が知的障がいのある場合、所得金額から次のとおり控除されます。

・特別障害者控除（Ａ判定）…３０万円
・障害者控除（Ｂ判定）…２６万円

なお、特別障害（Ａ判定）のある配偶者または扶養親族と同居している人は、次のとおり控除されます。

・同居特別障害者控除（Ａ判定）…７５万円
※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕　若松税務署　TEL ７６１－２５３６

## ■ 住民税

本人、配偶者または扶養親族が知的障がいのある場合、所得金額から次のとおり控除、または非課税となります。

・前年の合計所得が１３５万円以下で知的障がいのある人…非課税
・特別障害者控除（Ａ判定）　…３０万円
・障害者控除（Ｂ判定）　…２６万円

なお、特別障害（Ａ判定）のある配偶者または扶養親族と同居している人は、次のとおり控除されます。

・同居特別障害者控除（Ａ判定）…５３万円
※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕　役場　税務課　住民税係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 相続税の控除

障がいのある人が相続により財産を取得した場合、その人が８５歳になるまでの年数に１０万円（特別障害者（Ａ判定）は２０万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。

〔問い合わせ先〕　若松税務署　TEL ７６１－２５３６

■ 贈与税

障がいのある人に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、３,０００万円（特別障害者（Ａ判定）は６,０００万円）まで非課税となります。

〔問い合わせ先〕　信託等の業務をしている金融機関、信託銀行等

■ 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割）

知的障がいのある人と生計を同じくする人が取得し、また本人が所有する自動車で、知的障がいのある人のために使用する場合、自動車税・軽自動車税・環境性能割が免除される場合があります。（対象：療育手帳等級がＡ判定、Ｂ１の人で、一人１台まで）

〔問い合わせ先〕

○軽自動車税（種別割）は　役場　税務課　住民税係　TEL ２８２－１２１１

○普通自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）は
北九州西県税事務所
所在地　北九州市八幡東区平野２－１３－２
TEL ６６２－９３１０

## ■ 固定資産税

新築された日から１０年以上が経過し、高齢者、障がいのある人等が居住する住宅について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（自己負担５０万円以上（補助金を除く））を行った場合、翌年度分の固定資産税を１／３減額（１００㎡までを限度）します。

《対象の改修工事》

①通路または出入口の拡張　②階段の勾配緩和　③浴室の改良
④トイレの改良　⑤手すりの取り付け　⑥床の段差解消
⑦引き戸への取替え　⑧床表面の滑り止め化

※改修後３ヶ月以内に工事明細書、写真等の関係書類を添えて申告してください。

〔問い合わせ先〕　岡垣町役場 税務課　資産税係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 預貯金等の非課税制度　マル優制度

預貯金、公債の利子等に課せられる税が非課税になります。元本又は額面３５０万円以内の額が対象となります。

〔問い合わせ先〕　預貯金先の金融機関

# １２．旅客運賃割引制度

■ 鉄道（ＪＲ）

①療育手帳の判定が「Ａ」の人（第１種知的障がい者）

- 本人と介護者について、５割引で乗車できます。（距離制限なし）
- 本人のみの場合、片道１００キロを超える場合に５割引で乗車できます。

②療育手帳の判定が「Ｂ」の人（第２種知的障がい者）

- 本人のみの場合、片道１００キロを超える場合に５割引で乗車できます。

その他については、次の表を参照ください。

※購入の際は、窓口で療育手帳を提示してください。

| ＪＲ運賃割引 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用要件 | | | 単独 | 介護者同伴 | |
| | | | | 本人 | 介護者 |
| Ａ（第１種） | 片道１００キロを超える | | ○ | ○ | ○ |
| | 片道１００キロまで | | × | ○ | ○ |
| | 定期券購入（但し介護者は通勤乗車定期券） | １２歳以上 | × | ○ | ○ |
| | | １２歳未満 | × | × | ○ |
| | 回数券（特急回数券を除く） | | × | ○ | ○ |
| Ｂ（第２種） | 片道１００キロを超える | | ○ | × | × |
| | 片道１００キロまで | | × | × | × |
| | 定期券購入（但し介護者は通勤乗車定期券） | １２歳以上 | × | × | × |
| | | １２歳未満 | × | × | ○ |
| | 回数券（特急回数券を除く） | | × | × | × |

※その他の民営及び公営の鉄道においても、ＪＲに準じて割引を行っているところがあります。

■ 岡垣コミュニティバスの割引

療育手帳を提示することで、障がいのある人は９０円で利用できます。

※障がいのある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕　役場　都市建設課　都市計画係　℡ ２８２－１２１１

■ 岡垣町乗合タクシーの割引

療育手帳を提示することで、障がいのある人は１５０円で利用できます。

※障がいのある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕　役場　都市建設課　都市計画係　℡ ２８２－１２１１

■ その他バス運賃の割引

療育手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額など詳しくは、各運営会社にお問い合わせください。

■ タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した際に、運転手に療育手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額は原則、メーター表示額の１割（１０円未満は切り捨て）です。

※その他、バス運賃や航空運賃、船舶運賃、モノレール運賃、地下鉄運賃の割引に関しては、各旅客会社にお尋ねください。

※運賃の割引を受けるには、購入や支払時に療育手帳を必ず提示してください。

# １３．その他の福祉

## ■ ＮＨＫ放送受信料の減免

（１）全額免除：身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

（２）半額免除：視覚・聴覚障がいのある人や重度の障がいのある人（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神保健福祉手帳１級）が世帯主の場合

※町長の証明が必要ですので、役場で手続きしてください。

〔必要なもの〕

○所持している障害者手帳　○印鑑

○課税状況を確認できるもの（岡垣町外から転入された人のみ）

※申請書・ＮＨＫへの郵送用封筒は役場にあります。

〔問い合わせ先〕

ＮＨＫ視聴者コールセンター　℡０５７０－０７７－０７７

役場　福祉課　障がい者支援係　℡ ２８２－１２１１

## ■ 県営住宅の倍率優遇制度

住宅に困っている知的障がいのある人（療育手帳Ａ・Ｂ１判定）は、県営住宅への抽選番号を多く割り振ります。

〔問い合わせ先〕　県住宅供給公社　℡６２１－３３００

## ■ 岡垣町福祉タクシー料金補助支給制度

重度の障がいのある人に対しタクシーの初乗り料金を補助することにより日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的としています。

（１）対象者：在宅の人で、療育手帳Ａに該当し、かつ前年度の町民税（１８歳未満の場合は父母）が非課税又は均等割のみ課税されている人

（２）利用券：年度毎の申請で、年度内１冊２４枚を交付します。

〔必要なもの〕

○上記の対象となる障害者手帳等　○印鑑

○課税状況を確認できるもの（岡垣町外から転入された方のみ）

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係　℡ ２８２－１２１１

## ■ 岡垣町介護用品（紙おむつ）給付サービス事業

在宅で寝たきり等の高齢者・障がいのある人に対し、紙おむつ（おむつカバー、パット等含む）を給付します。

〔対象者〕

在宅で町内に住所があり常時介護用品が必要な人で、次のいずれかに該当する人

○おおむね６５歳以上の人で排泄に見守りや介助が必要な人

○重度心身障がいのある人（３歳以上で、肢体不自由または体幹機能障がいの身体障害者手帳１、２級の交付を受けている人または療育手帳「Ａ」の交付を受けている人で、日常生活上、常時他の人の介護を必要とする人）

〔給付限度額〕

○町民税非課税世帯の人：６，０００円／月

○町民税課税世帯で本人非課税の人：３，０００円／月

※世帯状況、心身状況等を調査し、給付の可否が決定されます。

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係　TEL ２８２－１２１１

長寿あんしん課　長寿支援係　TEL ２８２－１２１１

## ■ 岡垣町配食サービス事業

高齢や心身の障がいなどにより調理等が困難な人に週５回を限度に夕食の弁当を配達します。

〔対象者〕○おおむね６５歳以上のひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者・身体障がいのある人

○療育手帳「Ａ」の交付を受けている人

○精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けている人

〔利用者負担〕１食３００円

〔問い合わせ先〕　役場　福祉課　障がい者支援係、長寿あんしん課　長寿支援係

## ■ 有料道路通行料金割引制度

重度の知的障がい（療育手帳Ａ）のある人は、その本人以外の人が運転する車に乗車し、有料道路を通行する場合、通行料金が５割引となります。割引対象となる車は、★本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、事業用車等は除かれます。

★に該当する人が自動車を所有していないときは、障がいのある人本人を継続して日常的に介護している人が所有する車の場合も同様の割引が受けられます。
（※その他にも条件によっては対象になる車両もあります。）

※事前登録が必要です。

※マイナンバーカードを持っている人は、オンラインでも申請可能です。

〔割引有効期間〕申請をした日から２回目の誕生日まで
（更新の手続きは有効期限の２か月前から受け付けています）

〔必要なもの〕
療育手帳、車検証
【ＥＴＣ利用の場合】上記に加えて、ＥＴＣセットアップ証、
障がいのある人の本人名義(未成年は保護者)のＥＴＣカード
※車両登録をしない場合、ＥＴＣは利用できません。
※障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」が使えます。

〔窓口〕　役場　福祉課　障がい者支援係　℡ ２８２－１２１１

※ミライロＩＤとは
株式会社ミライロが提供するスマートフォンアプリで、障害者手帳の情報などを登録できます。情報を登録し、スマートフォンの登録画面を公共施設等で提示することで障がい者割引を受けられる場合があります。

## ■ 駐車禁止の規制の適用除外

最重度の知的障がいのある人が利用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めている制度です。

〔問い合わせ先〕　折尾警察署　℡ ６９１－０１１０

## ■ 生活福祉資金（貸付制度）

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の４種類あります。各資金の概要や貸付条件は下記に問い合わせてください。

### 総合支援資金

・生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）
・住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）
・一時生活再建費（生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用）

### 福祉資金

・福祉費（福祉用具等の購入に必要な経費等）
・緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

### 教育支援資金

・教育支援費（高等学校、大学等に就学するのに必要な経費）
・就学支度費（高等学校、大学等に入学するのに必要な経費）

### 不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金（低所得高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金）

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会　TEL２８３－２９４０

## ■ はいかい高齢者等ＳＯＳネットワークシステム

認知症の人や、知的障がいのある人等、行方不明になるおそれがある人の情報を登録し、行方が分からなくなったときに、警察署、役場、消防などが連携して捜索をする仕組みです。登録は無料です。

〔問い合わせ先〕　役場　長寿あんしん課　長寿支援係

## ■ 岡垣町高齢者等おでかけ見守りシール支給事業

携帯電話などで読み取ることができる２次元コードが印字されたシールを支給します。衣服や靴、鞄などに貼って使うもので、コードを読み取ると、家族等にメールが届きます。また、発見者と家族等が専用のシステムでやり取りできるようになります。費用は無料です。

〔対象者〕次のすべてにあてはまる人

○町内に住む６５歳以上の在宅生活者

○認知症などにより行方不明になるおそれがある

○「はいかい高齢者等ＳＯＳネットワークシステム」に登録している

〔問い合わせ先〕　役場　長寿あんしん課　長寿支援係

## ■ 岡垣町徘徊高齢者等位置探索サービス事業

認知症の人などの行方が分からなくなったときに、その人の現在位置を探索できる機器を貸し出します。

〔対象者〕○おおむね６５歳以上で認知症の人

○在宅（グループホーム入居者除く）の療育手帳所持者

〔利用者負担〕初回登録料の１割、毎月の使用料、探索料等

〔問い合わせ先〕役場　福祉課　障がい支援係、長寿あんしん課　長寿支援係

## ■ 岡垣町の公共施設等における割引

①いこいの里浴室コーナー
〔対象者〕障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕使用料の５割引
〔問い合わせ先〕岡垣町社会福祉協議会　TEL ２８３－２９４０
役場　福祉課　人権・地域福祉係

②観光ステーション北斗七星レンタサイクル
〔対象者〕障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕利用料の５割引
〔問い合わせ先〕観光ステーション北斗七星　TEL ２８１－５０５０
役場　おかがきＰＲ課　商工観光係

③岡垣サンリーアイ　フィットネスジム
〔対象者〕障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕利用料の５割引
〔問い合わせ先〕岡垣サンリーアイ　TEL ２８２－１５１５
役場　生涯学習課　社会教育係

※上記①～③については、障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」が使えます。

## ■ 岡垣町おもちゃ図書館　（いこいの里内）

障がいのある児童や親が自由に遊んだり、同じ悩みを持つ家族が語り合ったりする場です。おもちゃの貸し出しもあります。託児はありません。
〔開館日〕毎月第２土曜日：１３時～１６時
毎週木曜日：１０時～１５時
＊第１・３木曜日は一般開放（３歳以下）
〔問い合わせ先〕岡垣町社会福祉協議会　TEL ２８３－２９４０

# １４．知的障がいのある人に対する主な制度

| 名称 | 区分 A 最重度 | 区分 A 重度 | 区分 B 中度 | 区分 B 軽度 | 備考 | 受付窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 障害基礎年金 | (○) | (○) | (△) | (×△) | ※年金、手当等は各規定があり、支給要件が異なる。（ ）内はおおよその目安を示す。 | 役場健康づくり課 |
| 特別障害者手当 | (△) | (△) | (×) | (×) | | 役場福祉課 |
| 障害児福祉手当 | (○) | (△) | (×) | (×) | | 役場福祉課 |
| 特別児童扶養手当 | (○) | (○) | (○) | (×) | | 役場こども未来課 |
| 心身障がい者扶養共済制度 | ○ | ○ | ○ | ○ | 加入者の年齢制限等要件あり | 役場福祉課 |
| 重度障がい者医療費支給制度 | ○ | ○ | × | × | 所得制限有り | 役場健康づくり課 |
| 障がい者認定に伴う後期高齢者医療 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場健康づくり課 |
| 日常生活用具給付 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 所得税・住民税の控除 | ○ | ○ | ○ | ○ | 特別障害者（A）は加算あり | 税務署・役場税務課 |
| 相続税の控除 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 特別障害者扶養信託(贈与税) | ○ | ○ | × | × | | 税務署 |
| 自動車税・軽自動車税の減免 | ○ | ○ | ○ | × | B表示のみは証明書が必要 | 県税事務所または役場税務課<br>※詳しくは15ページ |
| 新マル優制度(利子非課税) | ○ | ○ | ○ | ○ | | 金融機関等 |
| ＪＲ等交通運賃割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | A判定：介護者割引あり | |
| ＮＨＫ放送受信料免除 | △ | △ | △ | △ | 非課税世帯：全額免除<br>A判定で世帯主：半額 | 役場福祉課で証明発行後、ＮＨＫへ送付 |
| 公営住宅優先入居 | ○ | ○ | ○ | × | 対象要件等有り | 県住宅供給公社 |
| タクシー料金補助支給制度 | ○ | ○ | × | × | 所得制限有り | 役場福祉課 |
| 介護用品（紙おむつ）給付 | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 配食サービス | ○ | ○ | × | × | 対象要件等有り | 役場福祉課 |
| 有料道路通行割引 | ○ | ○ | × | × | | 役場福祉課 |
| 駐車禁止除外指定車標章 | ○ | ○ | × | × | | 警察署 |
| 公共施設等における割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 各施設 |

○ 該当　△ 一部該当　× 非該当

## １５．日常生活自立支援事業

知的障がい等で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的金銭管理等について生活支援員が手伝います。

〔対象者〕認知症、知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人

〔援助の内容〕

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的金銭管理
- 書類等預かりサービス

〔利用料〕１回１時間まで１，０００円（以後３０分毎に３５０円が加算）
書類等の預かり：月３５０円（内容で異なります）
相談：無料
※生活保護受給者は全て無料

〔問い合わせ先〕岡垣町社会福祉協議会　TEL ２８３－２９４０

## １６．ずっと安心プラン事業

高齢者や障がいのある人などが安心して生活できるように、事前に岡垣町社会福祉協議会が預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施します。契約後は、定期的な見守りや鍵の預かり、入退院のお手伝いなどを行います。

〔内容〕

① 定期的な見守り

② 死亡時の葬儀・納骨・残存家財処分等（預託金の範囲内で）

※契約時に、希望の葬儀・納骨方法や通知先などの打ち合わせが必要です。

〔対象者〕

町内に居住するおおむね６５歳以上の高齢者および障がいのある人で、近くに親族がいない人など

〔費用〕

入会金・年会費のほか、希望する葬儀・納骨等の諸費用、家財処分費を預託金として預かります。

〔問い合わせ先〕岡垣町社会福祉協議会　℡２８３－２９４０

# １７．成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行うなどして本人を支援します。本人の判断能力によって「後見」・「保佐」・「補助」の制度に分けられる「法定後見制度」と、「任意後見制度」という制度があります。

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が、将来判断能力が衰えたときに、財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分で決めておく制度です。

〔問い合わせ先〕

| 名称 | 住所 | 電話 |
|---|---|---|
| 公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート福岡支部（リーガルサポートふくおか） | 福岡市中央区舞鶴3-2-23（司法書士会館内） | 092-738-1666<br>相談専用電話<br>⇒092-738-7050 |
| 日本司法支援センター<br>法テラス（法テラス北九州） | 北九州市小倉北区魚町1-4-21<br>魚町センタービル 5階 | 050-3383-5506 |
| 福岡県弁護士会　高齢者・障害者総合支援センター<br>あいゆう<br>（北九州法律相談センター） | 北九州市小倉北区金田1-4-2<br>裁判所構内北九州弁護士会館内 | 093-561-0360 |
| 八幡公証人合同役場<br>（任意後見制度） | 北九州市八幡西区黒崎3-1-3<br>菅原第一ビルディング 3階 | 093-644-1525 |
| 福岡家庭裁判所小倉支部 | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | 093-561-3431 |

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

| | 成年後見制度 | 日常生活自立支援事業 |
|---|---|---|
| 所轄庁 | 法務省 | 厚生労働省 |
| 法律 | 民法 | 社会福祉法 |
| 対象者 | 認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等 | |
| | 後見：判断能力を欠く状況<br>補佐:判断能力が著しく不十分<br>補助：上記に比べ軽度の状況 | 判断能力が不十分<br>（対象者が重なる） |
| 援助者 | 後見人<br>補佐人<br>補助人 | 生活支援員 |
| 援助者の供給組織 | 弁護士会<br>司法書士会<br>社会福祉士会　等 | 社会福祉協議会 |
| 手続きの開始者 | 本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長　等 | （家族等による相談）<br>本人との委任契約 |
| 利用の判断機関 | 家庭裁判所 | 社会福祉協議会 |
| 必要資料 | 診断書（補助）<br>精神鑑定書（補佐・後見） | 不要 |
| 援助の範囲 | 財産管理および身上監護に関する契約等の法律行為全般 | 福祉サービスの利用援助<br>（日常的金銭管理） |
| 援助の方法 | 本人に代わって意思決定代理 | 本人の意思決定を支援<br>相談・助言・連絡調整・代行 |

# １８．相談の窓口

| 窓　口 | 住　所 | 電　話 |
|---|---|---|
| 岡垣町役場福祉課 | 岡垣町野間1-1-1 | 093-282-1211 |
| 岡垣町障がい者相談センター | 岡垣町公園通り1-7-1 高倉苑内 | 093-282-5167 |
| 岡垣町東部障がい者相談センター | 岡垣町鍋田2-1-5 あゆみケ丘内 | 093-282-5103 |
| 岡垣町社会福祉協議会 | 岡垣町高倉598-1 いこいの里内 | 093-283-2940 |
| 福岡県<br>宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 本庁：宗像市東郷1-2-1 | 0940-36-2045 |
| | 遠賀分庁舎：水巻町吉田西2-17-7 | 093-201-4162 |
| 福岡県障がい者更生相談所 | 春日市原町3-1-7 | 092-586-1055 |
| 福岡県宗像児童相談所 | 宗像市東郷1-2-3 | 0940-37-3255 |
| 八幡公共職業安定所<br>（ハローワークやはた） | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3<br>コムシティ6階 | 093-622-5566 |
| 北九州障害者しごとサポートセンター | 北九州市戸畑区汐井町1-6<br>ウェルとばた2階 | 093-871-0030 |
| 北九州地域発達障がい者支援センター | 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2<br>（小倉総合特別支援学校2階） | 093-922-5523 |
| 障害者１１０番 | 春日市原町3-1　ｸﾛｰﾊﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ | 092-584-6110 |
| 北九州西県税事務所 | 北九州市八幡東区平野2-13-2 | 093-662-9310 |
| 日本司法支援センター　法テラス（法テラス北九州） | 北九州市小倉北区魚町1-4-21<br>魚町センタービル5階 | 050-3383-5506 |
| 公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート福岡支部<br>（リーガルサポートふくおか） | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 | 092-738-1666<br>相談専用<br>⇒092-738-7050 |
| 福岡県弁護士会　高齢者・障害者総合支援センター　あいゆう<br>（北九州法律相談センター） | 北九州市小倉北区金田1-4-2<br>裁判所構内北九州弁護士会館 | 093-561-0360 |
| 福岡県社会福祉協議会<br>福岡県運営適正化委員会 | 春日市原町3-1　ｸﾛｰﾊﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ | 092-915-3511 |
| 福岡県消費生活センター | 福岡市博多区吉塚本町13-50 | 092-632-0999 |

## ― 民生委員・児童委員、主任児童委員―

厚生労働大臣の委嘱を受けた人が、受け持ち地域住民の社会生活全般の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、福祉の増進に努めます。

主任児童委員は、児童のみを対象に業務にあたります。

## ― 人権擁護委員 ―

法務大臣の委嘱を受けた人が、地域住民のあらゆる人権問題や法律問題、いじめなどの相談に応じます。

| 委員氏名 | 小学校区 | 任期 |
|---|---|---|
| 麻生　洋海 | 吉木 | 令和８年６月末まで |
| 亀石　ひとみ | 内浦 | 令和７年１２月末まで |
| 更田　まゆみ | 海老津 | 令和８年６月末まで |
| 上松　雄吉 | 海老津 | 令和８年６月末まで |
| 占部　美保 | 内浦 | 令和８年６月末まで |

〔問い合わせ先〕役場　福祉課　人権・地域福祉係　TEL ２８２－１２１１

## ― 法律相談 ―

弁護士による無料法律相談をいこいの里で行っています。要予約。

〔実施日〕毎月：原則第２金曜日

時間：１３時３０分～１６時３０分

〔問い合わせ〕岡垣町社会福祉協議会　TEL ２８３－２９４０

## ― 心配ごと相談 ―

いこいの里で相談員（社会福協議会職員）が相談を受けます。

〔実施日〕原則第２・４火曜日　時間：１０時～１２時

〔問い合わせ〕岡垣町社会福祉協議会　TEL ２８３－２９４０

## ― 消費生活相談 ―

消費生活に関する苦情や相談は県の消費生活センターに連絡してください。また、役場内にも専門相談員がいますので、消費生活のさまざまなトラブルに関して、困っているときは気軽に相談してください。

〔問い合わせ〕福岡県消費生活センター　TEL ０９２－６３２－０９９９

役場　地域づくり課内　岡垣町消費生活相談窓口

TEL ２８２－１２１１